

国 地 契 第 9 号  
国 官 技 第 6 4 号  
国 営 計 第 2 8 号  
平 成 2 7 年 6 月 2 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長  
企 画 部 長  
営 繕 部 長 あて

大臣官房  
地 方 課 長  
技 術 調 査 課 長  
官 庁 営 繕 部 計 画 課 長  
( 公 印 省 略 )

#### 国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用について

平成26年6月4日に公布され、即日施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第56号）において、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）が新たに規定されたところである。

今般、国土交通省直轄工事（港湾空港関係を除く。）における技術提案・交渉方式の運用についてのガイドラインを、別添のとおり作成したので、貴職におかれては、本ガイドラインを参照しつつ、技術提案・交渉方式の適切な運用に努められたい。